

2023年度 第59期 環境報告

当社の2023年度 第59期における主な環境配慮活動は、以下のとおりです。

1. 組織の概要

会 社 名：千種興産株式会社

設立年月日：昭和40年 5月10日

資 本 金：8,500万円

住 所：千葉県市原市千種海岸7番地3

代表者氏名：代表取締役 麻 薙 重 彦

事 業 内 容：特別管理産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物処分業

産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分業

一般廃棄物収集運搬業

建物の清掃・保全管理事業

警備保安業務 他



千種クリーンセンター焼却炉



感染性廃棄物収集運搬車両

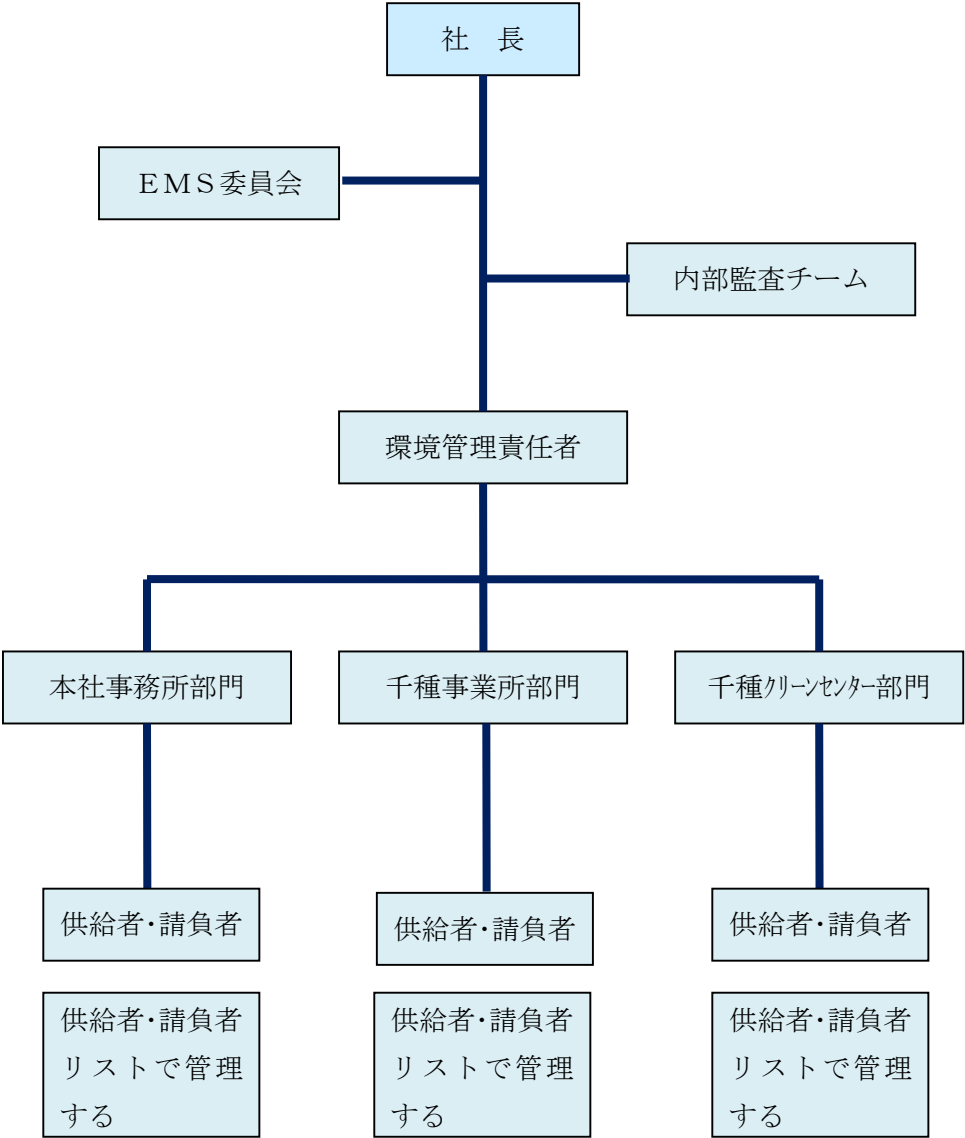
従 業 員 数：社員145名(契約社員を含む)・パート・アルバイト 42名

環境管理責任者：長島 福男

連 絡 先：電話0436-21-1141 FAX0436-24-0115

会 社 URL 等：<http://chigusa-kkgr.co.jp> Mail：soumubu@chigusa-kkgr.co.jp

◎管理体制◎



2. 環境方針

当社は、環境配慮企業を目指して平成 16 年 9 月に ISO14001 の認証を取得いたしました。

【登録番号：E913】

環境基本理念・環境方針に基づき、継続的に環境負荷の低減に取り組んでおります。

貴重な地球環境の保全することにより、豊かな社会を未来へつないでまいります。

千種興産株式会社 環境方針

1. 基本理念

千種興産株式会社は、あらゆる生命の存在基盤である環境が、人間の生み出した負荷によって損なわれないよう、環境保護の重要性を認識し、環境と共生調和図り環境負荷の低減に取り組んだ企業環境を推進します。

当社は環境事業を運営するにあたり、環境法規を遵守することはもとより、環境保全活動を通し地域社会との共生に努め、環境保護、持続可能な資源の利用、改善、循環型社会の構築に貢献します。

2. 環境方針

- ① 当社の事業活動が環境に与える影響を的確に把握、評価し、環境目標を設定し、その実現を図ります。
- ② 環境マネジメントシステムの継続的な改善を推進し、環境汚染の予防、環境保護に努めます。
- ③ 当社に適用される環境関連の法令、条例等を遵守します。
- ④ 当社の事業活動の全ての領域において、以下の活動を重点項目として取り組みます。

I. 省資源・省エネルギー化に努め、廃棄物の再資源化と温暖化防止を推進します。

II. 産業廃棄物中間処理施設（破碎・焼却）の効率化を図ることにより、廃棄物の減量化及び無害化を促進します。

III. 環境への意識向上の徹底を図るため、社員への教育・啓発活動に努めます。

3. 環境目標及び活動実績

(1) 目標一覧

目標項目	2022 年度目標	2023 年度目標	2024 年度目標	担当部門
グリーン購入の推進	グリーン購入率の向上 35%以上	グリーン購入率の向上 35%以上 継続実施	グリーン購入率の向上 35%以上 継続実施	本社事務所
資源物再資源化の推進	再資源化率 50%超	再資源化率 50%超 継続実施	再資源化率 50%超 継続実施	本社事務所
本社前市道 14 号線の清掃	月 1 回定期清掃の実施	月 1 回定期清掃の実施 継続実施	月 1 回定期清掃の実施 継続実施	本社事務所
千種事業所周辺の清掃	週 1 回定期清掃の実施	週 1 回定期清掃の実施 継続実施	週 1 回定期清掃の実施 継続実施	千種事業所
業務車事故トラブル削減	評価点数 15 以下	評価点数 14 以下	評価点数 13 以下	千種事業所
クリーンセンター周辺の美化活動	月 1 回定期清掃の実施	月 1 回定期清掃の実施 継続実施	月 1 回定期清掃の実施 継続実施	千種 クリーンセンター
産業廃棄物の適正管理	熱酌減量の削減 8%以下	熱酌減量の削減 8%以下 継続実施	熱酌減量の削減 8%以下 継続実施	千種 クリーンセンター

(2) 対目標実績

目標項目	2023 年度目標	2023 年度目標評価	担当部門
グリーン購入の推進	グリーン購入率の向上 35%以上 (東証書金額ベース)	グリーン購入率は累計で 58.9%となり、目標を達成した。活動の成果としては、物品購入時にグリーン適合品の有無を確認するなど、環境保全意識が高めることができた。今後も環境負荷の軽減を目的として、活動を継続していく。	本社事務所
資源物再資源化の推進	再資源化率 50%超	資源リサイクル率は、累計で 51.5%となり目標を達成した。また、資源ゴミを含むゴミの排出総量は 1,196kg となり前年の 1,306kg から 110kg 減少した。活動の成果として、社員の分別意識やゴミの削減意識が高まってきた。今後もゴミの排出量削減や再資源化に努め、活動を継続していく。	本社事務所
本社前市道 14 号線の清掃	月 1 回定期清掃の実施	定期的な美化活動の実施により綺麗な状態を保つことができた。また、落ち葉等が原因による道路冠水も少なくなり、車両や歩行者の安全な通行に寄与することができた。今後も周辺美化と地域の環境保全に努めることを目的として、活動を継続していく。	本社事務所
千種事業所周辺の清掃	週 1 回定期清掃の実施	天候の都合で予定日に出来ない日もあったが日程の変更などで対応し、事業所内外および、隣接する公園も綺麗な状態を維持でき、目標の達成と活動の成果が得られた。	千種事業所
業務車事故・トラブル削減	評価点数 14 以下	年間を通じて事故は無く、評価点数ゼロと年間目標を達成すると共に、連続無事故日数も 979 日となった。今後も事故・トラブル防止のため、朝礼での呼び掛けや安全教育等により安全意識を高め、無事故記録を更新したい。	千種事業所
クリーンセンター周辺の美化活動	月 1 回定期清掃の実施	業務の影響等で予定日での実施は出来なかったが、清掃作業日と除草作業日を分けて実施するなど工夫し、年間目標を達成した。活動の成果として、美化意識の浸透し構内および周辺を綺麗に保つことができた。今後も美化活動を継続する。	千種 クリーンセンター
産業廃棄物の適正管理	熱灼減量の削減 8%以下	熱灼減量は 9 月に 8.5%と目標管理値を超えたものの、年平均では 5.6%になり年間目標を達成した。未達原因については特定されており、再発防止策を共有したことが成果として目標達成に繋がった。今後も継続し、熱灼減量低下を推し進めて行きたい。	千種 クリーンセンター

4. CO2 排出実績及び排出削減目標

(1) 千種事業所部門（収集運搬）単位：kg

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
排出目標	190,128	182,998	155,456
排出実績	184,847	157,027	

※排出の主な要因：ガソリン、軽油、電力の使用

(2) 千種クリーンセンター部門（中間処理）単位：kg

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
排出目標	8,264,719	5,967,581	5,703,898
排出実績	6,027,860 注 1	5,761,513	

※排出の主な要因：産業廃棄物の焼却、灯油、軽油の使用

(3) 本社事務所部門 単位：kg

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
排出目標	9,518	164	6,967
排出実績	165 注 1	7,037 注 2	

※排出の主な要因：ガソリン、ガスの使用

注 1. 使用電力については、再生可能エネルギー電力（調整後排出係数ゼロ）を使用

注 2. 2022 年度は、業務車使用燃料分の計上なし（未調査）

5. 環境に関する規制等への遵守状況

2023.01.11 現在

法 律 等 の 名 称	項 目	条	項	チェック項目	評価※	記 事
廃掃法	集、一般廃棄物の収集・運搬基準	令3	1	一般廃棄物の収集運搬基準の遵守	○	千種事業所 収集・運搬基準を逸脱した事故等の発生はない。
	一般廃棄物処理業許可	7		一般廃棄物収集運搬業の許可取得(市原市)	○	許可証確認(業務課保有)
		令4の5		二年毎に許可の更新(許可期限の確認)	○	市原市 R8.3.31
		則2の5		帳簿を備え、1年間ごとに閉鎖し5年間保存	○	環境事務保存
		7の2	1	事業範囲の変更をするときは変更許可	—	該当なし
			3	10日以内に変更届出	—	該当なし
		7の5		名義貸しの禁止	—	該当なし
	集、産業廃棄物の収集・運搬基準	令6	1一	産業廃棄物の収集運搬基準の遵守(運搬車輛の表示、備え付け書類)	○	千種事業所 収集・運搬基準を逸脱した事故等の発生はない。表示、書類は完備している。
	保管基準		1二	保管数量は処理能力の14日分以内	○	千種クリーンセンター 問題なし
	産業廃棄物の委託基準	令6の2		委託業者の許可取得状況確認 契約書の締結と契約書の内容確認	○	許可証と契約書(業務課保有)

法律等の名称	項目	条	項	チェック項目	評価※	記 事
廃掃法	準 物の特別管理産業廃棄物の収集、運搬基準	令 6 の 5		特別管理産業廃棄物の収集、運搬基準の遵守 (運搬車輛の表示、備え付け書類)	○	千種事業所 収集・運搬基準を逸脱した事故等の発生はない。 感染性は全て容器に収納している。表示、書類は完備している。
	管 業 業 特別管理産業廃棄物の保管基準	令 6 の 5	1 二	保管数量は処理能力の14日分以内 ※保管数量は、業務日報で確認	○	千種クリーンセンター 問題なし
	帳簿の備え付け	12	13	産業廃棄物収集運搬業者、処分業者は帳簿を備え、1年毎に封鎖し5年間保存	○	環境事務保存
		12の2	14	特別管理産業廃棄物収集運搬業者、処分業者は帳簿を備え、1年毎に封鎖し5年間保存	○	環境事務保存
	産業廃棄物管理票 マニフェスト	12の3	1	管理表の交付(燃えがら、ばいじんの処理委託)	○	千種クリーンセンター 発行
			2	管理票の写し(A票)を5年間保存する。	○	環境事務
			3	運搬終了後10日以内に交付者に送付	○	環境事務
			4	処分終了後10日以内に交付者に送付	○	環境事務
			5	2次マニフェストの回付後、1次マニフェストのE票を10日以内に交付者に送付	○	環境事務
			6	管理表の写し回付後、内容を確認して管理票(B2、D、E票)を5年間保存	○	環境事務保存
			7	管理票交付者は、当該管理票に関する報告書を作成し、毎年6月30日までに都道府県知事に提出	○	令和5年6月12日付 提出 環境事務保存
			8	管理票の送付を受けない場合の措置	—	環境事務(該当なし)
			9	運搬受託者は管理票(B1、C2)を5年間保存する。	○	環境事務保存
			10	処分受託者は管理票(C1)を5年間保存する。	○	環境事務保存
		12の4		虚偽の管理票の交付禁止	○	交付していない (千種クリーンセンター)
	電子マニフェストの使用	12の5	1	電子マニフェストを使用した場合は、情報処理センターに3日以内に運搬、処分の終了報告する。 但し、3日以内には土日祝日及び年末年始を含めない。	○	環境事務 千種クリーンセンター
			3	処分受託者は、中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した管理票の通知を受けたときは、情報処理センターに3日以内に報告する。但し、3日以内には土日祝日及び年末年始を含めない。	○	環境事務

法律等の名称	項目	条	項	チェック項目	評価※	記 事
廃掃法	産業廃棄物処理業許可	14	1	産業廃棄物収集運搬業許可取得(千葉県、茨城県、東京都、神奈川県、群馬県、埼玉県、福島県)	○	許可証確認(業務課保有)
			2	五年又は優良認定基準適合業者は七年ごとに更新が必要(許可期限の確認)	○	千葉県 R10.6.30 優良 茨城県 R9. 8.20 優良 東京都 R9.12. 7 優良 神奈川県 R9.12.14 優良 群馬県 R7.10.10 優良 埼玉県 R7.10.31 優良 福島県 R7. 8.27 優良
			6	産業廃棄物処分業許可取得(千葉県)	○	許可証確認(業務課保有)
			7	五年又は優良認定基準適合業者は七年ごとに更新が必要(許可期限の確認)	○	千葉県 令和11年12月16日
			17	収集運搬業者、処分業者は帳簿を備え5年間保存	○	環境事務保存
			14の2	事業範囲を変更する場合、変更許可	—	該当なし
		則10の10		10日以内に変更届出	○	燃え殻の保管場所追加届 千葉県 R5.2.27 車両の変更届 車両の代替、増車等なし
		14の3の3		名義貸しの禁止	—	該当なし
	特別管理産業廃棄物処理業許可	14の4	1	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得(千葉県、茨城県、東京都、神奈川県、群馬県、埼玉県、福島県)	○	許可証確認(業務課保有)
			2	五年又は優良認定基準適合業者は七年ごとに更新が必要(許可期限の確認)	○	千葉県 R11.7.18 優良 茨城県 R7.10.20 優良 東京都 R9.12.7 優良 神奈川県 R9.12.14 優良 群馬県 R7.10.10 優良 埼玉県 R7.10.31 優良 福島県 R7. 8.27 優良
			6	特別管理産業廃棄物処分業許可取得(千葉県)	○	許可証確認(業務課保有)

法律等の名称	項 目	条	項	チェック項目	評価※	記 事
廃掃法	特別管理産業廃棄物処理業許可	14の4	7	五年又は優良認定基準適合業者は七年ごとに更新が必要（許可期限の確認）	○	千葉県 令和 11 年 12 月 16 日
			18	特別管理産業廃棄物収集運搬業者、処分業者は帳簿を備え5年間保存	○	環境事務保存
		14の5		事業範囲を変更する場合、変更許可	－	該当なし
		則10の23		30日以内に変更届出	○	感染性産業廃棄物保管庫増設につき 平成 30 年 7 月 3 日 変更届提出
		14の7		名義貸しの禁止	－	該当なし
	産業廃棄物処理施設	15	1	産業廃棄物処理施設の設置許可取得（千葉県） 焼却施設、破碎施設	○	許可証確認（業務課保有）
		15の2	5	施設の使用前検査	－	該当なし
		15の2の2	1	都道府県知事の定期検査を5年3ヶ月以内に受けなければならない。	－	検査期限 R8.3.8 定期審査実施 R2.12.9 検査適合通知 R2.12.18
		15の2の3	1	維持管理基準の遵守 ◇施設の点検記録 ◇温度、一酸化炭素濃度記録 ◇燃えがらの分析結果記録 ◇ダイオキシン類の測定結果 ◇排ガスの測定記録	○ ○ ○ ○ ○	千種クリーンセンター 保管
			2	維持管理の状況に関する情報の公表 ◇燃焼室ガス温度（連続測定記録） ◇集じん器入口ガス温度（連続測定記録） ◇一酸化炭素濃度（連続測定記録） ◇ばいじん除去年月日 ◇排ガスの測定結果（ダイオキシン、ばい煙量、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん）	○ ○ ○ ○ ○	千種クリーンセンター で閲覧可能 産廃情報ネットで公開

法律等の名称	項 目	条	項	チェック項目	評価※	記 事
廃掃法	産業廃棄物処理施設	15の2の4		記録及び閲覧の義務	○	維持管理記録(千種クリーンセンター保存)
		15の2の6		変更許可	—	該当なし
		則12の10		変更届出	—	該当なし
		則12の10の2		軽微変更届出	○	令和4年5月26日届出 変更内容: 灰出し設備、コンベア
	守 準 の 委 託 基 遵 基	令6の2	4	委託契約書	○	業務課保管
	技術管理者の設置	21	1	省令で定める資格を有する技術管理者の設置	○	産業廃棄物焼却施設技術管理士(4名) 破砕リサイクル施設技術管理士(2名)
P R T R 法	屋 動 排 出 量 の 把 移	5		ダイオキシン類、水銀の排出量、移動量の報告	○	令和5年4月14日届出 受理番号 E2312000-00049-00
騒音規制法	規制基準の遵守	4		【規制値】 平成20年4月30日測定値 朝・夕 65dB ⇒ 51~58dB 昼 間 70dB ⇒ 51~60dB 夜 間 60dB ⇒ 44~57dB	○	測定後、騒音発生施設の増減は無い。 規制値以下で管理されている。
	特定施設の届出	6	1	特定施設を設置するものは30日前までに届出	—	該当なし

法律等の 名称	項 目	条	項	チェック項目			評価※	記 事
悪臭防止法	規制基準の遵守	4		項 目	規制値	平成 20 年 7 月 15 日測定値	○	測定後、悪臭を発生する施設の増設、取扱いは無い。 規制値以下で管理されている。
			特 定 悪臭物質	敷地境界	22項目	規 制 値 以 下		
				排出口	13項目	規 制 値 以 下		
			臭 気 濃 度	敷地境界	25程度	10未満		
				排出口	2000程度	－		
大気汚染防止法	遵守 排出基準の	3		項 目	規制値	令和 5 年 12 月 1 日測定値	○	規制値以下で管理されている。
			硫酸化合物	1.75 m³ N/H	<0.03 m³ N/H			
			窒素酸化合物	250ppm	67ppm			
			ばいじん	0.15g/m³ N	<0.0010 g/m³ N			
			塩化水素	700 mg/m³ N	48 mg/m³ N			
	届出 施設の設置	6	1	千葉県知事に設置届出			－	該当なし
	更 の届出 構造等の変	8		変更した場合は、千葉県知事に届出			－	該当なし
	等 の届出 氏名の変更	11	1	その日から30日以内に届出			－	該当なし
	の測定、記録 ばい煙濃度	16		ばい煙量、ばい煙濃度を年2回測定し、その記録を3年間保存			○	R5.12.1 測定 R5. 6. 5 測定 千種クリーンセンター保存
	の事故時 措置	17		応急措置、復旧、状況の通報			－	該当なし
	の設置 の届出 水銀排出施設	18	23	水銀排出施設を設置しようとする時は、都道府県知事に届出			－	該当なし
			24	現に設置している者であって、水銀等を大気中に排出するものは、当該施設が水銀排出施設となった日から30日以内に都道府県知事に届出 ※使用届（経過措置）			○	H30.4.26 提出 H30.5.1 受理
	25		次の事項を変更した場合は、都道府県知事に届出 ◇水銀排出施設の構造 ◇水銀排出施設の使用の方法 ◇水銀等の処理の方法			－	該当なし	
	28		水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者は、排出基準を遵守 施設の種類:8項 産業廃棄物焼却炉 排出基準(μg/Nm³) 既設炉50 新設炉30 ※(On=12%)			○	規制値以下で管理されている 測定値 R5.12.1 0.042μg/Nm³ R5. 6. 5 0.036μg/Nm³	
	30		水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し3年間保存 ◇測定回数 排出ガス量(湿り)4万m³N未満の施設 6ヶ月に1回以上			○	R5.12.1 測定 R5. 6. 5 測定	
	測定 水銀濃度の							

法律等の 名称	項 目	条	項	チェック項目			評価※	記 事
DXN特措法	の排出 遵守基準	8		項 目	規制値	令和5年12月1日測定値	○	規制値以下で管理されている。
				排出ガス	5ng-TEQ/N m ³	0.28 ng-TEQ/N m ³		
				燃えがら	3ng-TEQ/g	0.60 ng-TEQ/g		
				ばいじん	3ng-TEQ/g	0.54 ng-TEQ/g		
	の届出 特定施設	12		工事着手予定日の60日前までに届出			—	該当なし
	の届出 構造等の変更	14	1	工事着手予定日の60日前までに届出			—	該当なし
放射性物質汚染対処特措法	等の届出 氏名の変更	18		その日から30日以内に届出			—	該当なし
	の措置 事故時	23		応急措置を講じ、千葉県知事に通報			—	該当なし
	及び 測定 の義務 報告	28		年1回、DXN濃度の測定を行い、その結果を報告			○	測定 R5.12.1 報告 R6. 1.11
	調査 汚染状況の	16	4	焼却施設から生じた、焼却灰等の放射性物質（セシウム 134,137）による汚染の調査を行い、環境大臣に報告する。（月1回）			—	平成24年1月19日付け確認通知書受領により免除されている。
放射線 水濁法	の申請、 指定廃棄物 保管	18	1	放射性物質による汚染状態が8,000 Bq/kg以上の場合、指定廃棄物として申請し、基準に従い保管する。			—	該当なし
	物処理施設 特定産業廃棄 物処理施設	24	2	特定産業廃棄物処理施設の設置者は、次のとおり施設の維持管理を行う。 1. 排ガスの放射性物質の測定、記録（月1回） 2. 敷地境界の空間線量の測定、記録（7日に1回） ※一定の要件に該当する施設として確認を受けた場合は維持管理基準が免除される。			—	平成24年1月19日付け確認通知書受領により免除されている。
水濁法	報告義務 事故時の	14の2	2	事故の状況、措置の概要を千葉県知事に届出			—	該当なし
消防法	満 指定数量未 の危険物	9の3		市原市消防署長に届出			—	該当なし
	及び 消防用設備等 の点検 報告	17の3		機器点検を6か月に1回と総合点検を1年に1回行うこと。 延べ面積1,000 m ² 以上の非特定防火対象物は点検を行った結果を3年に1回消防長又は消防署長へ提出する事。			○	R5.8.17、R5.2.9 消防用設備点検実施（問題等なし） R4.8.17 非特定防火対象物点検結果を五井消防署長へ提出

法律等の 名称	項 目	条	項	チェック項目	評価※	記 事
浄化槽法	設置等の届出	5	1	浄化槽設置者は千葉県知事に届出	—	該当なし
	水質検査後の設置後の検査	7	1	浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 ヶ月以内に指定検査機関の行う水質に関する検査を受けること	○	本社別館 R3.5.26 検査結果 適正
	保守点検及び清掃の義務	10	1	千種クリーンセンター 合併浄化槽 点検年3回、清掃年1回の実施義務 本社 単独浄化槽 点検年4回、清掃年1回の実施義務 本社別館 合併浄化槽 点検年3回、清掃年1回の実施義務	○	千種クリーンセンター 点検 R5.9.15 R5.5.23 R5.1.20 清掃 R5.11.17 本社 点検 R5.12.19 R5.9.15 R5.6.23 R5.3.7 清掃 R5.11.17 本社別館 点検 R5.9.15 R5.5.23 R5.1.20 清掃 R5.11.17
	管理者の変更届	10の2	3	変更の日から30日以内に千葉県知事に報告	—	該当なし
	定期検査	11	1	水質検査を年1回実施	○	R5.5.25 検査済(千葉県浄化槽検査センター) 千種クリーンセンター (おおむね適正) 本社&別館 (適正)
NOx・PM 法	排出基準の遵守	4		排出基準を超える特定自動車の運行の禁止	○	千種事業所使用車両3台 (H16 年初年度登録) 東京都・埼玉県への乗入れ不可
県外廃棄物の適正処理に関する指導要綱	処分業者の実績報告	15		毎年度の産業廃棄物の処分実績を記載した実績報告書を当該年度の翌年度の 5 月 15 日までに千葉県知事に提出	○	R5. 4.13 提出
千葉県廃棄物条例	廃棄物処理票	8		廃棄物処理票を作成し、処分までの過程を明確にする	—	該当なし
千葉県廃棄物条例市原市緑の保全および推進に関する条例	廃棄物処理票緑化の推進	則6	1	運搬を終了した場合、10日以内に排出事業場に回付	—	該当なし
			2	廃棄物処理票を3年間保存	—	該当なし
		則6 4	3	規則に定める目標に基づき、緑化に努めなければならない。	○	定期的に草刈り等、緑地の管理を実施している。 ⇒千種クリーンセンター

法律等 の名称	項 目	条	項	チェック項目	評価※	記 事
市原市緑の保全および推進に関する法律（温対法） 温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	目 標	則2	(2)	工業専用地域に所在する事業所 敷地面積の5%以上	○	緑 地 面 積 329.64 m ² (10.02%)
	温室効果ガス算定排出量の報告	21条の2	1	毎年度、二酸化炭素の算定排出量を、事業を所管する大臣に報告	○	令和5年6月21日 関東地方環境事務所に報告 業務課保管
千葉県環境保全条例 千葉県環境保全条例	自動車の駐停車時の義務	56条の6	1	アイドリングストップを行う。	○	千種事業所 教育時に定期的に指導 駐車場に表示板を設置
			2	事業者は自動車の運転者にアイドリングストップ遵守を指導		
			3	駐車場の設置者は駐車時にアイドリングストップを行うように周知		
千葉県環境保全条例 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	事業者及び消費者の責務	6条		特定家電用機器を排出する場合にあっては、適切に引き渡し、リサイクル料金を支払う。	○	今年度、特定家電用機器の排出なし
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	管理者の責務	5条	2	特定製品の管理者は指針に従い、フロン類の管理の適正化に努める。 【管理者が取り組むべき措置】 ・機器の設置・使用環境の維持保全 ・簡易点検→3か月に1回以上 ・定期点検→1年に1回以上 ・点検・整備の記録作成と保存 ・フロン類算定漏洩量等の報告→ 一定量以上の管理者 ・フロン類の充填及び回収の委託義務 ・廃棄する場合の引き渡し義務	○	エアコン点検計画書 チェックシート 点検・整備記録簿 各管理者が保管 R5. 2.16 クリーンセンター業務用エアコン1台処分 回収フロンについては、 R5. 3. 6 付で破壊処理証明書受領

6. その他の活動について

- ・ I S O14001 更新（有効期限：2025 年 9 月 29 日）
- ・ ちばS D G s パートナー制度への登録
- ・ 電力使用量／燃料使用量の抑制
- ・ コピー等用紙使用量の抑制
- ・ ごみ排出量の抑制
- ・ 本社周辺の歩道清掃
- ・ 千種事業所周辺の環境美化活動 など

清掃・美化活動



I S O更新審査



緊急事態対応訓練

